

新規就農者等育成支援事業 先進農業者等募集登録要領

第1 事業概要

市が新規就農希望者として位置付けた就農希望者を雇用し、雇用を通して農業を生業とするための農業技術の取得及び独立に向けた就農支援が行える市内で営農経営を営む法人又は農業者等（以下、「先進農業者等」という。）を募集し登録する。

先進農業者等として登録した事業者が、先に記載した就農希望者を雇用した場合、最長12箇月間、月額賃金の2分の1、50,000円を上限として助成を行う。

第2 内容

丹波市は、就農を希望する新規就農希望者の情報を提供する。

この要領により募集する先進農家等が行う雇用は、雇用期間が1年で、かつ概ね年間1,200時間以上の雇用時間を確保でき、雇用期間を通して就農に必要な技術や知識を習得させることが可能な雇用内容とする。

第3 先進農家等は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 丹波市内で農業経営を行っていること。

イ 農場実習などを効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する研修責任者や研修指導者が在籍していること。

ウ 農場実習が効果的かつ安全に実施できる農業機械、施設等が整備されていること。

エ 反社会的行為を行っていないこと。

オ 雇用期間終了後に、雇用した就農者から希望がある場合、市内での独立・自営就農に必要な農地、または農業法人等の雇用先について、紹介できるように努めること。

カ 雇用した就農者が確実に就農できるよう、農業生産技術や経営の知識習得に必要な研修を実施し、実施するためのカリキュラムを作成できること。

キ 雇用契約を締結することができること。

ク 原則として労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入することとし、雇用開始後2ヶ月以内に以下の書類の写しを提出すること。書類が提出されない場合、登録を取り消すものとする。ただし、雇用保険法で定める任意適用事業に該当する場合であって、雇用保険への加入が認められない場合は、その旨を書面で報告すること。

(1) 雇用保険提出書類：「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）写」

(2) 労働者災害補償保険提出書類：「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」 または、労働保険事務組合が発行する加入関係通知（過去に本事業を実施しており、提出している場合は省略できる。）

ケ 1ヶ月の所定労働時間（年間を通じた平均）は100時間以上であること。

第4 登録手続き

1 申請

登録を希望する法人及び農業者等は、下記の申請書類により申請するものとする。

(1) 申請書類

申請者区分	申請書類
法人の場合	新規就農者等育成支援事業先進農業者等登録申請書 雇用（研修）期間等の概要書 （添付資料） 法人登記簿の写し
個人の場合	新規就農者等育成支援事業先進農業者等登録申請書 雇用（研修）期間等の概要書 （添付資料） 住民票【市外農業者の場合】

※上記のほか、登録に必要な証拠資料等の提出を求められることがある。

(2) 申請方法

〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811
丹波市役所 産業経済部農林振興課農政係あて
持参により提出のこと。（提出部数は 1 部）

(3) 申請の受付期間

随時

2 登録基準

第3に掲げる先進農業者等の要件を全て満たしていると認められた場合、登録する。

3 審査結果

登録基準に基づき、登録の可否について、申請のあった先進農業者等に速やかに通知する。

第5 登録の有効期間

登録した先進農業者等についての登録の有効期間は定めないが、登録後、適正に雇用を通しての就農研修が行われていない場合や、第3に掲げる要件を満たさなくなった場合は、改善措置を講ずる等の指導を行う。

これによる改善が認められない場合、当該先進農業者等の登録を取り消すとともに、以後、再度の登録は行わないものとする。

第6 先進農業者等の公表

登録した先進農業者等の情報について外部に公表し、丹波市の新規就農の推進に活用するものとする。

(様式第1号)

令和 年度新規就農者等育成支援事業先進農業者等登録申請書

令和 年 月 日

丹波市長 林 時彦 様

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

電子メール

新規就農者等育成支援事業の先進農業者等として登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

2. 雇用（研修）計画について

雇用（研修）期間	月 ～ 月 （ 月）	
雇用（研修）の内容		
主な雇用（研修）場所	丹波市	
雇用（研修）の成果 （得られる資格、習得技術・知識）		
雇用（研修）実施内容		
年 月	雇用（研修）時間	内 容（研修、作付け内容）
合計時間		（注）1 ヶ月の所定労働時間は、100 時間以上で、概ね年間 1,200 時間以上であること。